

指宿市特産品WEB販売促進等事業業務委託 仕様書

令和2年7月10日
もうかる指宿クラスター協議会

1 業務委託の内容

(1) 販売商品の選定等に係る業務

- ① 本市特産品のECサイト開設に向け、指宿市内で生産または製造、加工、水揚げされているもの、若しくは市内事業者が企画し、独自ブランド（商標）で販売する自主企画商品を募集する。（下限 40 事業者。1 事業者あたり 5 商品以内。1 商品あたり概ね 5,000 円以上）
- ② 本市特産品のECサイトに必要な情報（商品情報、写真撮影等）を収集する。
- ③ 商品の販売価格を、出品事業者との間で決定する。

(2) ECサイト等の制作

- ① 受託者は、令和 2 年 9 月中旬に本市特産品のECサイトを公開すること。以後は、WEB上において本市特産品のECサイトを広告するページを、時宜を捉えて出稿することとする。
- ② 本市特産品の知名度向上や販路開拓、拡大支援を目指すという本事業の趣旨を鑑み、本市特産品のECサイトの制作、広告ページの出稿等にあたっては、オンラインモール運営会社（amazon、楽天市場、Yahoo ショッピングなど）が開設するオンラインモールを利用することとする。ただし、販売効果が見込める場合は、自社サイトの活用も対象とする。

(3) 広告及び販売企画に係る業務

- ① オンラインモール運営会社が展開する広告ページ等における告知に限らず、受託者において、時宜を捉えて本市特産品のECサイトの広報にできる限り取り組むこととする。
- ② 本市特産品のECサイトは、広告ページの実施時期等に合わせて、定期的に更新することとする。その場合は、本市特産品のECサイトへの掲載商品の入れ替え等を行えることとする。
- ③ 現在、売上げが著しく減少している牛肉、観葉植物、鰹節、養殖魚などについては、特別な取り組みを実施することとする。

(4) 商品購入への助成

- ① 消費者が商品を購入するとき、本来の価格から概ね 3 割引された価格で購入することができるよう、商品購入への助成を実施することとする。
- ② 割引助成の原資となる額（以下、「原資額」という。）は、20,000,000 円（税込）とする。ただし、販売状況等を鑑み、もうかる指宿クラスター協議会（以下、「協議会」という。）と受託者との協議の上、委託料の範囲内において、原資額の増額を図ることを可能とする。
- ③ 業務期間の終了後に、原資額の支出が 20,000,000 円（税込）を下回った場合は、その差額を協議会に返金するものとする。

(5) 商品の発送業務等に係る業務

- ① 受託者は、消費者からの購入通知や、商品に関する問い合わせ等に対し、迅速に対応できる体制（人員配置やサイト、メールの確認）を整えるものとする。
- ② 入金確認後は、速やかに出品事業者への発送通知を行うこととする。市外の消費者への商品発送の期限等については、協議会が別に定める事業運営提案書において、受託者

が提案するものとする。

- ③ 受託者において、商品の管理及び発送が可能な商品については、出品事業者から商品を仕入れる等の方法で、受託者から商品を発送することも可能とする。
 - ④ 商品の発送については、美しい荷姿・梱包であることに努めるものとする。
 - ⑤ 商品の内容、発送等に係る苦情・返品・クーリングオフ等については、受託者が責任をもって対処することとし、商品の破損及び紛失等は原則として商品の発送者が負担する。
- (6) 出品事業者への入金等に係る業務
- ① 受託者が収受する手数料の率については、受託者が提案するものとする。
 - ② 商品の販売価格については、オンラインモール運営会社等に意見を仰ぐなど、適正な価格設定に努めることとする。
- (7) アンケート収集等に係る業務
- ① 本事業の消費喚起、誘発効果を測定し、事業終了後のマーケティング戦略に役立てるため、ECサイトにおける購入情報の分析やアンケート調査等を実施し、購入情報等をデータベースとして整備することとする。
 - ② 本事業の効果測定に係る分析等は、協議会が担うものとする。
- (8) その他
- ① 専門的知識や技術、経験を有するECサイトの制作等に当たっては、外部の制作会社等に委託することも可能とする。
 - ② 上記の(1)~(7)に関する業務以外で、事業の運営上、必要な業務等が発生した場合は、協議会と受託者との協議の上、判断・決定することとする。

2 業務期間

契約締結日から令和3年2月28日(日)

- ※ 本市特産品の販売開始前に、受託者は本市特産品のECサイトの構築、商品発送等の体制を整えるものとする。

3 業務報告

- (1) 本事業の効果測定の分析に必要な売上実績や購入者の情報等を毎月作成し、翌月10日までに協議会事務局へ提出し、確認を受けることとする。
- (2) 本事業終了後、総括を含めた実績報告書を協議会事務局へ提出し、確認を受けることとする。
- (3) 特別な事情が生じた場合は、随時、報告書を作成し、協議会事務局へ提出し、判断を仰ぐこととする。

4 委託料

- (1) 本事業の委託料は、36,630,000円(税込)を上限とする。
 - (2) 委託料の支払いについては、前金払で支払うことができる。
- ※ 9月支払は契約額の70%、12月支払は残りの契約額を支払うこととする。ただし、12月支払は販売状況により本事業終了後の支払いとなる場合もある。

5 その他

その他定めのない事項については、協議会事務局と速やかに協議することとする。